

議案第30号

三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年2月20日

三次市長 福岡誠志

三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市農林業集会施設設置及び管理条例（平成16年三次市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第3条中「有田・福田構造改善センター」を「集会施設」に改める。

第4条第1項中「市長（有田・福田構造改善センターにあっては、当該指定管理者。次項及び次条において同じ。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条第1号及び第2号並びに第7条第1項中「有田・福田構造改善センター」を「集会施設」に改める。

別表仁賀集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。